

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二号

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「いおう化合物」を「硫黄化合物」に、「大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）第二条で定めるところにより算定した伝熱面積が五平方メートル以上一〇平方メートル」を「燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二五リットル以上五〇リットル」に改める。

別表第十二の備考2の三中「大気汚染防止法施行規則」の下に「（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置又は設置の工事がされている改正後の徳島県生活環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二の一の項の要件に該当するボイラーのうち、大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年<sup>厚生省通商産業省</sup>令第一号）第二条で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が五平方メートル未満のもの（以下「既設小型ボイラー」という。）については、改正後の条例第六条第一項第一号及び第二号の規定は、当分の間、適用しない。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に既設小型ボイラーにおいて発生するばい煙を大気中に排出する者については、改正後の条例第十七条の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 施行日以後に既設小型ボイラーの伝熱面積が構造等の変更により五平方メートル以上となった場合は、前二項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現にされている大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出（改正後の条例別表第二の一の項の要件に該当するボイラーに係るものに限る。）及び当該届出を行った者は、改正後の条例第九条第一項の規定による届出及び当該届出を行った者とみなす。
- 6 前項の場合において、改正後の条例第十五条第二項（改正後の条例第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。